

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	令和3年10月21日、午前9時頃、君津市宮下二丁目5番1、スポーツクラブの駐車場で発生した交通事故。 本市所有の軽貨物車が後退した際に、駐車中であった相手方所有の普通乗用車の後方に接触し、損害を与えたもの。
和 解 の 相 手 方	個人（普通乗用車の所有者、木更津市在住） 個人（普通乗用車の運転者、木更津市在住）
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、普通乗用車の所有者に対し、243,391円を支払う。 君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、普通乗用車の運転者に対し、239,777円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	令和4年2月8日

令和4年2月17日提出

君津市長 石 井 宏 子